- 1. 件名:高浜発電所4号機における蒸気発生器伝熱管の損傷について
- 2. 日時: 令和3年2月17日 17時00分~17時15分
- 3. 場所:原子力規制庁2階会議室(テレビ会議システムを利用)
- 4. 出席者:

原子力規制庁

原子力規制部検査グループ

実用炉監視部門 武山安全規制管理官(実用炉監視担当)、高須統括監視指導官、小野上級原子炉解析専門官、反町主任監視指導官、 糸川原子力運転検査官、東原子力規制専門員

関西電力株式会社 高浜発電所 副所長 他5名

5. 要旨

- (1)原子力規制庁から関西電力株式会社(以下「関西電力」という。)に対し、 昨年11月20日に発生した高浜発電所4号機における蒸気発生器(以下「S G」という。)伝熱管の損傷について、同号機で現在実施している第23回定 期検査における当該事案を踏まえた対応を確認したところ、関西電力から以下 のとおり説明があった。
 - ▶ 4号機については、今定期検査において、先日実施した3号機SGへの 実機洗浄と同様の方法により薬品洗浄を実施する予定である。4号機に おける薬品洗浄後のスケールの回収並びに稠密層厚さの確認及び摩耗 試験による薬品洗浄の効果の確認は実施しない。
 - ▶ 3号機SGへの実機洗浄により薬品洗浄の効果は確認されており、また、 3号機SGと4号機SGで発生するスケールの性状や2次系からSG への鉄の持込量に大きな違いが無いことから、前述の効果の確認の実施 は必要無いと考えている。
 - ▶ 仮に薬品洗浄後にスケールの回収等を行う場合は、SGの水抜きの実施 等により工程に影響が出るほか、回収による被ばく量の増加が考えられ る。
 - 薬品洗浄後のスケールの回収等は、その次の定期検査に実施する。回収にあたっては、3号機SGと同様に、見えている大きなものを回収する。
- (2)原子力規制庁より、高浜発電所3号機SGへの薬品洗浄実施前のスケールの 性状のデータ(摩耗体積比及び稠密層厚さ)を示すよう伝え、関西電力から了 解した旨回答があった。
- 6. 面談後提出資料 (2月17日面談後受理) 資料1:高浜4号機の薬品洗浄後の対応について